

**あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」
物流ドローン社会実装モデル推進事業業務委託 企画提案書募集要領**

この要領は、物流ドローン社会実装モデル推進事業業務委託を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業名

あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」物流ドローン社会実装モデル推進事業業務委託

2 事業の目的

愛知県は、ドローンや空飛ぶクルマといった「空」のモビリティや自動運転車などが相互に制御された、安全な交通環境の構築を目的のひとつとする、「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル2030」」（以下「プロジェクト」という。）を推進している。

2024年2月に策定したプロジェクトの「推進プラン」では、ドローンの社会実装初期のビジネスモデルとなる「ローンチモデル」として、河川流域等を航路とした物流サービスを実現することとしている

本業務においては、推進プランに記載されている2026年度のローンチモデルの社会実装に向け、物流ドローンを活用し、実際のユーザーに向けたサービスを提供するなど、先行導入事例を創出するとともに、課題の抽出・分析を行う。

3 委託事業の内容

別添、仕様書のとおり。

4 委託事業実施期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

5 委託見積限度額

金 77,968,334 円（消費税及び地方消費税額を含む）

6 募集期間

令和6年4月10日（水）から令和6年5月10日（金）まで

7 応募資格

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 愛知県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有すること。
- (2) 令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿に登録されていること（申請中を含む）。
- (3) 愛知県税及び国税が未納でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (8) 複数の企業で組んだ共同事業体として応募する場合は、構成する全ての企業が上記（1）～（7）の要件を満たすこと。

8 選定事業者数

1者

9 応募方法等

(1) 公募説明会の開催

- ア 日時：令和6年4月12日（金）午前10時45分から午前11時45分まで
- イ 形式：オンラインによる説明（Microsoft Teams 使用）
- ウ 参加申込：以下により電子メールで行うこと
 - ・申込期限：令和6年4月11日（木）午後5時
 - ・メールの見出し：「物流ドローン社会実装モデル推進事業業務委託の説明会参加」
 - ・本文中に次の1～3を記載
 1. 貴社名
 2. 参加者氏名（2名まで）
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス（招待メールを送付するアドレス））
 - ・申込先：愛知県次世代産業室モビリティイノベーション推進グループ
電子メール：jisedai@pref.aichi.lg.jp

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項	規格等
① 企画提案書（表紙）	様式1を使用	A4縦1ページ
② 企画提案書（内容）	参考様式に準じて記載	A4縦30ページまで
③ 経費見積書	様式2を使用	A4縦2ページまで
④ 過去5年間の経験等	自由様式にて記載	A4縦3ページまで
⑤ 添付資料	㉞提案者の概要がわかるもの ㉟定款、寄付行為の写し ㊱県税の滞納がないことの証明書（4月1日（月）以降のもの） ㊲法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（4月1日（月）以降のもの） ㊳社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3を使用） ㊴（共同事業体の場合） 共同事業体協定書の写し、委任状	—

※様式は、愛知県のホームページからダウンロードのこと。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/dronebuturyuu2024.html>)

イ 記述する内容等

- ① 企画提案書（表紙）
 - ・ 様式1を使用し、本事業を行うにあたっての基本的情報を記載すること。
 - ・ 文字サイズは12ポイント以上とすること。
- ② 企画提案書（内容）

<実証実験を通じた先行導入事例の作成>

 - ・ 実施エリアの選定と先行導入事例案の作成（2案）
本事業において実施するエリアと提案する先行導入事例案を、ニーズや課題等を踏まえてできる限り具体的に記載すること。
なお、先行導入事例案は、具体的な事業スキームやコスト、エンドユーザー等を踏まえて作成すること。
 - ・ 実証実験の内容
先行導入事例案の妥当性と事業性を検証するための実証実験の内容を、できるだけ具体的に記載すること。
地図を用いて実証実験の具体的な飛行箇所を記載すること。
飛行箇所の選定に当たっては、将来的にビジネスとして確立されることが見込まれる場所を優先し、選定した理由等をできるだけ具体的に記載すること。
実証実験の実施に当たっては、社会実装をする上で課題となる事項の解決に資する有効な技術や飛行方法を提案すること。

<その他>

- ・ 年間スケジュール
実証実験の計画的実施に向け、年間スケジュールを記載すること。
- ・ 事業実施体制（組織体制図）及び役割分担
本事業を実施するための組織体制（事業の一部を再委託する場合は、再委託先の体制を含む。）をできる限り詳細に記載すること。また、本業務遂行にあたる総括責任者以下の役割分担をわかりやすく記載すること。
- ・ 企画提案書の記載方法
A4縦判・横書き、文字サイズは12ポイント以上とすること。ただし、図表その他の関係で前記により難しい場合はこの限りではない。

③ 経費見積書

- ・ 様式2を使用し、見積額及び備考欄にその積算根拠を記載すること。
- ・ 単位は円とすること。

④ 過去5年間の経験等

- ・ 今回の事業実施に当たり有用となる実績について、実施内容、実施期間等を項目別にできる限り具体的に記載すること。

⑤ 添付資料

- ・ ㊦提案者の概要がわかるものについては、法人案内、パンフレット等とする。
- ・ ㊧定款・寄付行為の写しについては、法人格を有しない場合は、運営規約に相当するものとする。
- ・ ㊨、㊩については、写しの提出でも可とする。
- ・ ㊪様式3及び申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。
- ・ 共同事業体の場合は、㊫共同事業体協定書の写し、委任状を添付し、構成員ごとに㊬から㊭の書類を提出すること。

ウ 企画提案にあたっての留意事項

- ・ 企画提案は、1事業者1案とする。
- ・ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・ 企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。

エ 提出部数

正本1部、副本6部とする。

※副本は⑤添付書類不要

(3) 提出期限等

ア 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時必着

イ 提出方法

持参、又は郵送（配達証明に限る）、若しくは信書便（手渡ししたことが証明されるものに限る）のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出書類の取り扱い

- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る）する。
- ・ 提出された書類及びその内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

エ 提出・問合せ先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室

モビリティイノベーション推進グループ（担当：福井、野竹）

TEL：052-954-7482（ダイヤルイン） FAX：052-954-6943

E-mail：jisedai@pref.aichi.lg.jp

(4) 募集内容等に係る質問書の受付及び回答の公表

ア 質問受付期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月26日（金）午後5時まで

イ 質問書提出方法

- ・ 電子メールのみの受付とし、電話等での質問は受付しない。
- ・ 電子メールでの質問は、件名（題名）を必ず「物流ドローン社会実装モデル推進事業業務委託・質問」とし、様式4に記載し送付すること。

ウ 回答方法

- ・ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、産業振興課次世代産業室のホームページにて公開する。
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/dronebuturyuu2024.html>)

エ 注意事項

- ・ 企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問、受付期間以外の質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けない。

10 審査の実施

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために「物流ドローン社会実装モデル推進事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、応募件数が4件以上ある場合は、予備審査を行う。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。

ア 形式審査

提出書類受理後、提案者が上記7で定める応募資格を満たしているか、提出書類に不備がないかの審査を行う。

イ 予備審査

選定委員会での審査に先立って、書面による審査を行う。

ウ 選定委員会における審査

審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※ プレゼンテーションは、1者15分程度、パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可、説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

※ プレゼンテーションの日時は、別途連絡する。

(3) 選定基準

委託事業者を選定する際の主なポイントは、以下のとおりとする。

ア 実施内容の妥当性

- ・ 本業務全体の方針は業務の趣旨に合致しているか。
- ・ 実施体制（組織体制）は適切か（過去の経験を含む。）
- ・ 提案者の知識、経験、人脈等が本業務の実施に資するものか。
- ・ プロジェクトの趣旨・内容を的確に把握し、選定エリアおよび提案する先行導入事例案が、必要性、将来性等を踏まえたものであるか。
- ・ 飛行ルート案に係る関係者との調整の実効性が高いものであるか。
- ・ 社会実装をする上で課題となる事項の解決に資する有効な技術や飛行方法となっているか。

イ 実施スケジュール

- ・ 全体スケジュールは適切か。

ウ 費用対効果

- ・ 経費の見積もりは適切か。

エ 社会的取組

- ・ 社会的価値の実現に資する取組を行っている事業者か。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年5月下旬までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員

会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(5) 選定された候補者との調整

- ・ 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。
- ・ 積算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

11 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額

企画提案時に提出された経費見積額

ただし、上記 10 (5) により適正な価格に調整した場合は、その金額

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第 129 条の 2 により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。

(ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 の規定に該当する場合は全額免除する。)

(4) 委託費の支払条件

事業完了後の支払いとする。

12 スケジュール (予定)

令和 6 年 4 月 10 日	公募開始
令和 6 年 4 月 12 日	公募説明会
令和 6 年 5 月 10 日	公募締切
令和 6 年 5 月下旬	選定委員会開催
令和 6 年 5 月下旬	契約締結、委託業務開始
令和 7 年 3 月 31 日	委託業務完了

13 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届 (様式自由) を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合